

# 愛南町新型コロナウイルス感染症対策 持続化応援一時金交付制度の概要

## 【対象】

農業、漁業、製造業、飲食業、小売業など幅広い業種で、愛南町内で事業収入（売上）を得ている中小法人等（医療法人、NPO法人等を含む。）・個人

## 【要件】

- ・愛南町内に事業所又は住所等がある
- ・令和2年のうち任意の1月において、前年同月比で事業収入(売上)が20%以上50%未満の減少した月（対象月）がある

## 【対象外】

- ・令和2年において、50%以上の事業収入(売上)の減少月がある事業者
- ・愛南町中小企業者経営安定化支援金の交付を受けた事業者
- ・公共法人
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者
- ・政治団体
- ・宗教上の組織若しくは団体
- ・暴力団、暴力団員及び暴力団準構成員

## 【交付額】

以下の計算方法で得られる差額を交付額とする。

※ただし、中小法人等は50万円、個人事業者は30万円を限度額とする。

## 【計算方法】

(前年の連続する3か月の事業収入(売上)合計) - (本年の対象月を含む同連続する3か月の事業収入(売上)合計)

## 【必要書類】

ア 交付申請書 イ 町税等の滞納がない旨の申出書 ウ 交付請求書

エ 本年と前年の売上を確認できる書類の写し（以下、税申告方法により違いあり）

### ○書類一覧

① 事業収入(売上)比較表 (町様式)	② 確定申告書別表一	③ 法人事業概況説明書
④ 確定申告第一表	⑤ 所得税青色申告決算書	⑥ 住民税申告書

### ○必要書類

本年	① または 売上台帳など
----	--------------

前年	法人	個人事業主		
		青色申告者	白色申告者	住民税申告者
	②と③	④と⑤	①と④	①と⑥